岩美町陸上養殖起業支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第２６条の規定に基づき、岩美町陸上養殖起業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、新たに井戸海水を用いた陸上養殖事業に取り組もうとする意欲のある県内企業が作成した、陸上養殖事業化に向けた計画（以下「プラン」という。）の実現のため、陸上養殖実証試験実施のための施設整備及びマーケティング調査を支援することによって、町内に養殖業者の参入を促進し、新たな特産品の創出による地域振興及び競争力のある産地づくりを推進するとともに、消費ニーズに対応する水産物の安定供給に資することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　町は、前条の目的の達成に資するため、陸上養殖起業支援事業実施要領（平成２５年３月２５日付第２０１２００１８７２９３号農林水産部長通知（以下「実施要領」　という。））に基づき行われる別表の第１欄に掲げる補助事業を行う同表の第２欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する同表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第４欄に定める率を乗じて得た額（ただし、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以下の補助金を予算の範囲内で交付する。

２　認定プラン１件当たりの支援事業に係る本補助金の合計額は、同表の第５欄に掲げる額以下とする。

３　鳥取県産業振興条例（平成２３年１２月鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、原則として、事業開始予定の３０日前までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に規定する書類は、様式第１号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

（着手届の省略）

第６条　規則第１２条に規定する着手届は、本補助事業においては省略するものとする。

（変更等の承認）

第７条　規則第１０条第１項に規定する補助事業の変更等の承認にかかる申請は、様式第３号によるものとする。

２　規則第１０条第１項に規定する町長が別に定める軽微な変更は、別表１の第６欄に掲げる変更とし、変更等の承認を要しないものとする。

３　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第８条　規則第１７条の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）補助事業の完了の日から２０日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌

年度の４月１５日のいずれか早い日。

（２）補助事業の中止若しくは廃止の日から１５日を経過する日。

（３）補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月１５日

２　規則第１７条の報告書に添付すべき書類は、様式第１号によるものとする。

３　規則第１６条第２項の規定に該当する場合、補助事業者は、実績報告に替えて次に掲げる事項を記載した補助金等進捗状況報告書を、町長に提出しなければならない。

（１）報告者の住所及び氏名（法人にっては、名称及び代表者の氏名）

（２）報告年月日

（３）補助金等の名称

（４）交付決定通知の年月日及び番号

（５）交付決定の算定基準額及び交付決定額

（６）当該報告に係る年度の実績における算定基準額及び交付決定額

（７）当該報告に係る年度の翌年度の補助事業の実績計画における算定基準額及び交付決定額

４　前項第６号及び第７号に掲げる算定基準額の合計額並びに交付決定額の合計額は、同項第５

号に掲げるそれぞれの額と一致しなければならない。

（財産処分の制限等）

第９条　規則第２５条に規定する財産処分にかかる制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

２　規則第２５条に規定する財産処分等の承認にあたっては、第５条第１項の規定を準用する。

（雑則）

第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　　則

　　この要綱は、平成２８年８月２６日から施行する。

別表（第３条、９条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  補助事業 | ２  事業実施主体 | ３  補助対象経費 | ４  補助率 | ５  補助額上限 | ６  軽微な変更 |
| 陸上養殖実証試験事業 | 町内で補助事業を実施する県内企業等 | 陸上養殖実証試験に必要な井戸海水の取水施設整備費、養殖施設整備費及び機器購入経費等  （付帯事務費、消費税及び地方消費税、用地の賃借及び取得の経費、餌代、電気代等の運転経費を除く。）  ※工事請負費及び委託費は、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県及び町が認めた場合については、この限りでない。 | ２分の１ | ２２，５００千円／年  ４５，０００千円／３年 | 本補助金の減額 |
| 養殖魚マーケティング事業 | 町内企業等  （建設業を主たる事業とする企業等を除く。） | 市場調査等の情報収集活動、打合せ・商談経費等の販路開拓活動、販路開拓に必要なパンフレット等のＰＲ資材製作等の経費  （付帯事務費、消費税及び地方消費税を除く。）  ※委託費は、県内事業者が実施を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県及び町が認めた場合については、この限りでない。 | ２分の１ | １，０００千円／年  　３，０００千円／３年 |

（注意）用語の定義

〇県内（町内）企業等

　県内（町内）に所在する会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいい、その支社、営業所等を含む。）、公益法人（民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の規定により設立された法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する法人をいう。）その他の法人であって、陸上養殖業を主たる業としないもの。

様式第１号（第４条、第１１条関係）

平成　　年度岩美町陸上養殖起業支援（変更）事業計画（実績報告）書

１　プラン名

２　事業実施主体名

３　事業実施方針

４　事業の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目・項目 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
| 陸上養殖実証試験事業 |  |  |  |  |
| 養殖魚マーケティング事業 |  |  |  |  |
| 合計 | | |  |  |

* 種目・項目欄には、導入を予定している（導入した）機械・施設等を上段に名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

５　事業費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事 業 費 | 内　　訳 | | 備考 |
| 市町村費 | その他 |
| 陸上養殖実証試験事業 |  |  |  |  |
| 養殖魚マーケティング事業 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

６　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 本年度予算額  （本年度決算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 比較増減 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 市 町 村  そ の 他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 本年度予算額  （本年度決算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 比較増減 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 陸上養殖実証試験事業 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 養殖魚マーケティング事業 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

７　他の補助金の活用の有無（有・無）

　※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

　※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

８　事業完了（予定）年月日

９　添付資料等

【申請時】

（１）組織の規約、定款。

（２）事業費の詳細がわかる資料（見積書等）。

（３）機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた　　目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが判断可能な資料。

（４）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料、建築等に関連する法　　令等の手続がわかる資料。

（５）県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載したもの。

【実績報告時】

（１）事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）。

（２）施設を建設する場合で設置場所の変更をした場合は、建設地の地目・地番のわかる　　資料、建築等に関連する法令等の手続がわかる資料。

（３）食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手続がわかる資料。

１０　その他

　　※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して　　　整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

　　※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画　　　の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第２号（第５条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　 　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　職氏名　　 印

平成　　年度岩美町陸上養殖起業支援事業補助金交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町陸上養殖起業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助事業の内容は、平成　　年　　月　　日付けの申請書記載のとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　　　金　　　　　　　　　　円

（２）交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

３　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町陸上養殖起業支援事業補助金交付要綱（平成２８年　　月　　日施行。以下「要綱」という。）第３条の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第３号（第８条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　 　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　職氏名　　 印

平成　　年度岩美町陸上養殖起業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定のあった標記交付金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、岩美町補助金等交付規則第１０条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 平成　　年度岩美町陸上養殖起業支援事業補助金 |
| 交付決定額 | 円 |
| 変更（中止・廃止）後の額 | 円 |
| 差引 | 円 |
| 変更（中止・廃止）の時期 |  |
| 変更の理由 |  |
| 添付書類 | 変更（中止・廃止）後の事業計画書（様式第１号）  ※変更前の数量及び金額等を括弧書きすること。 |